

滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例および滋賀県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案

滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案

改正の理由

- 1 知事等の特別職および議会の議員等について、期末手当の支給割合の改定を行うため、滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例および滋賀県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する。
- 2 人事委員会勧告を踏まえ、期末手当の支給割合の改定を行うため、滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する。

改正の概要

1 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例および滋賀県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案

- ・特別職の職員および議会の議員等の期末手当の支給月数を 0.1 月分引下げ
【令和 4 年 6 月支給分から改定】
- ・令和 3 年度引下げ月数相当額について、令和 4 年 6 月期の期末手当で減額調整

2 滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案

※一般職の任期付職員および一般職の任期付研究員についても再任用職員に準じて改定

- ・一般職の職員の期末手当の支給月数を 0.15 月分引下げ【令和 4 年 6 月支給分から改定】
- ・再任用職員の期末手当の支給月数を 0.1 月分引下げ【令和 4 年 6 月支給分から改定】
- ・会計年度任用職員の期末手当の支給月数を 0.05 月分引下げ【令和 4 年 6 月支給分から改定】
- ・令和 3 年度引下げ月数相当額について、令和 4 年 6 月期の期末手当で減額調整

滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例および滋賀県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

期末手当の支給割合の改定等を行うため、滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和 28 年滋賀県条例第 10 号）および滋賀県議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和 31 年滋賀県条例第 29 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 知事等の特別職の職員の令和 4 年 6 月期以降の期末手当について、支給割合を 100 分の 162.5 に引き下げることとします。（第 1 条の規定による改正後の第 2 条関係）
- (2) 議会の議長、副議長および議員の令和 4 年 6 月期に支給する期末手当に関する特例措置について規定することとします。（第 2 条の規定による改正後の付則関係）
- (3) その他
 - ア この条例は、公布の日から施行することとします。
 - イ 知事等の特別職の職員の令和 4 年 6 月期に支給する期末手当に関する特例措置について規定することとします。

滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>第1条 省略 （知事等の給与）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 通勤手当および期末手当の支給については、滋賀県職員等の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号）第1条の2第1項に規定する職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、同条例第20条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額に、給料の月額に100分の20を乗じて得た額および給料月額に100分の25（前条第3号から第5号まで、第8号および第9号に掲げる特別職の職員にあつては、100分の25を超えない範囲内において知事が定める割合）を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>第2条の2以下 省略</p>	<p>第1条 省略 （知事等の給与）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 通勤手当および期末手当の支給については、滋賀県職員等の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号）第1条の2第1項に規定する職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、同条例第20条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の162.5</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額に、給料の月額に100分の20を乗じて得た額および給料月額に100分の25（前条第3号から第5号まで、第8号および第9号に掲げる特別職の職員にあつては、100分の25を超えない範囲内において知事が定める割合）を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>第2条の2以下 省略</p>

滋賀県議会議員の議員報酬等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
<p>本則 省略 付 則 1～3 省略 (新設)</p> <p><u>4・5</u> 省略 以下省略</p>	<p>本則 省略 付 則 1～3 省略</p> <p><u>4</u> <u>令和4年6月に支給する期末手当の額は、第7条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。</u></p> <p><u>5・6</u> 省略 以下省略</p>